

Title	ニュー・メキシコ大学米洲問題研究所「ラテン・アメリカにおける第二次大戦後の政治的發展」：米国議会上院外交委員会米洲問題小委員会報告書「米国 - ラテン・アメリカ関係」第一輯
Sub Title	The University of New Mexico School of Inter-American affairs : Post World War II political developments in Latin America
Author	賀川, 俊彦(Kagawa, Toshihiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.6 (1963. 6) ,p.112- 115
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630615-0112

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

The University of New Mexico
School of Inter-American Affairs

Post World War II Political
Developments in Latin America

A Study prepared at the request of the Subcommittee on American Republics Affairs of the Committee on Foreign Relations, U. S. Senate; United States-Latin American Relations, No. 1, Nov. 1959, pp. 72.

ニュー・メキシコ大学米洲問題研究所

「ラテン・アメリカにおける

第二次大戦後の政治的發展」

米國議会上院外交委員会米洲問題小委員会報告書「米國・ラテン・アメリカ関係」第一輯

米國上院は一九五八年七月二八日付第八五議会上院決議第三三〇号に基づき「米國・ラテン・アメリカ関係」の研究調査を上院外交委員会に命じ、そのために一五万ドルの支出を許した。同委員会は

これを米洲問題小委員会に依頼するとともに、民間の機関、学校、研究所、個人などの経験と知識、ならびに助言を活用する権限を認めた。この権限は、一九五九年二月二日付第八六議会上院決議第三一号により、継続が認められた。

米洲問題小委員会に課せられた使命は、「米國とラテン・アメリカ諸國との關係について」徹底的にして超党派的な、批判的であつても建設的な研究調査」(ウエイン・モース委員長の序文、V頁)を行うことであつたが、これがいくつかの民間グループとの契約のもとに一九五九年末から一連の成果として次々にとり纏められた。これまでに公けにされた研究課題とそれを分担した民間グループは次の通りである。

1. 「ラテン・アメリカにおける第二次大戦後の政治的發展」The University of New Mexico, School of Inter-American Affairs, Albuquerque, New Mex.
2. 「ラテン・アメリカにおける商品問題」International Economic Consultants, Inc., Washington, D. C.
3. 「米洲機構」Northwestern University, Evanston, Ill.
4. 「ラテン・アメリカにおける米國実業・労働界」The University of Chicago, Research Center in Economic Development and Cultural Change, Chicago, Ill.
5. 「米國・ラテン・アメリカの經濟政策」The National Planning Association, Washington, D. C.
6. 「ラテン・アメリカにおける經濟的發展の諸問題」The Uni-

iversity of Oregon, Eugene, Oreg.

7. 「ラテン・アメリカにおけるソヴェト・ブロックの活動とその米国外交政策との諸関連」 The Corporation for Economic and Industrial Research, Arlington, Va.

こうした一連の総合的研究調査活動が始められるにいたつた動機は、一九五八年春、上院外交委員会で開かれた各特定地域に対する米国の政策に関しての公聴会に端を発する。時あたかもニクソン副大統領のラテン・アメリカ諸国訪問にさいして、ペルーとヴェネズエラで民衆や学生グループによる投石事件が起つた直後のことであつただけに、世論は鋭い関心をラテン・アメリカに向けていた。米国政府としても対ラテン・アメリカ政策に関する大規模な再検討の必要を認め、そこで多方面にわたつて過去における米国内ラテン・アメリカ関係の実態を捉え、さらにその関係をいかに改善すべきかを検討するための素材を集めるべく民間の協力を仰いだのである。

その結果としてこれまでに公けにされた一連の研究調査の成果はしたがつて民間グループ独自の立場から観察されたものであり、その内容には多分に勧告的性質の部分が見受けられる。この点に関して、米洲問題小委員会ウエイン・モース委員長は「……米洲問題小委員会の事実認定、見解、あるいは勧告を反映するものではないことに誠に留意するよう」求めている。また、これら研究調査の成果をとり上げるにさいしては「それらは権威ある専門家の労作であるが偏向があるかも知れないので、小委員会は将来開かれる公聴会に

備えて参考資料としてのみ役立てる」(V頁)としてその態度を明らかにしている。とまれ、政策決定までの一過程として民間の意見を積極的に聴取し、これを公表する「ガラス張りの政治」にわれわれは実に爽快な気分を覚えるものである。

さて、ここにその第一輯「ラテン・アメリカにおける第二次大戦後の政治的發展」を特にとり上げて紹介するが、それはこの第一輯がラテン・アメリカ地域の政治的研究のためには見逃すことのできぬ好資料であるだけでなく、米国内ラテン・アメリカ関係、特に米国の対ラテン・アメリカ政策の基本的態度を知るための好指針を提示するものであるがためである。

その内容は次のごとき主要項目から成り立っている。

概説

I 背景

II ラテン・アメリカにおける一般的政治情勢 一九四三—一九五九年

III 今後に予想される發展

IV 戦後における米国内ラテン・アメリカ相互間の政策

V 自由世界諸国に対するラテン・アメリカの政策

VI ラテン・アメリカ政治思想の發展

VII 非自治領域

附録 I カリビア海紛争

II 研究の概略

これらの主要項目はそれぞれ細分化された諸項目を含んでいるが、ここでは全体を通じてラテン・アメリカの現状分析、将来の予

測、米国の対ラテン・アメリカ政策に対する勧告の三点に絞つて簡単に問題点のみを紹介しておきたい。

はじめにラテン・アメリカの現状分析であるが、一九世紀中の土地貴族、軍部、聖職者らの伝統的支配体制である三頭政治が第一次大戦を境として変容しはじめ、今日ではかつての静的政治組織は完全に解体されていることが強調される。この政治的社会的変動の原動力となつたのは、社会主義、ファシズム、共産主義などによる衝動、ニュー・デイルの影響であり、さらに農業偏向的植民地型経済から工業Ⅱ都会化への経済的変動であつた。第二次大戦時の国際的危機はこの変革過程の一時的停止を止むをえぬものとしたが、大戦後の民衆による政治権力の獲得は目覚ましく、ここに戦後の圧倒的な政治的發展が見られる。

もちろん、こうした変革は一挙に行われたものでなく、その過程には左翼の失敗、中産階級の危機、特権階級による抵抗、その他冷戦をも含む種々の複合要因の結果として右翼的軍事独裁の反動期が見舞つたこともある。だが、大勢は一九五四年頃から反軍国主義的反独裁的傾向に復帰し、民主的基盤はかつてなかつたほど固められたし、今後ますます固められるであろう。将来のラテン・アメリカは、こうした民主政治的基盤の上に人口膨張率や経済成長率の増大に支えられ、国際間における相対的重要性はますます増大するにちがいない。したがつて、この地域圏諸国との友好的協力関係を保つことの戦略的価値が増大することもまた必然である。

将来、世界的危機にさいしてラテン・アメリカが向う方向として

考えられるのは向ソ、向米、中立の三方向であるが、これらの中いずれを選ぶかは二大陣営の出方次第である。したがつて、いまラテン・アメリカが社会的経済的的政治的変貌の陣痛期に達していると考えれば、この変貌を円滑に達成しうよう代議制的民主的政府を援助しなければならぬ。

こうした基本的見地から、主要な対ラテン・アメリカ政策に関して次のような勧告に達する。まず米洲機構による「集団安全保障」に関して、(a)ラテン・アメリカの軍縮を推進、(b)米国の対ラテン・アメリカ軍事援助を削減、(c)軍事計画の中止などを勧告し、米国の対ラテン・アメリカ政策の政治的経済的目標を長期的利害関係の線に沿わしめるよう集団安全保障組織の変更を求めている。ついで「民主政治と独裁制」とにある種の区別をつけ、民主的手続を通じて米洲機構の目的とする「代議制民主主義ノ効果の実施ヲ基礎トスル……政治組織」の実現に努力すべきことを強調する。「経済政策」としては、大規模な経済援助政策を展開すべきだが、そのさいにラテン・アメリカ諸国個々の政治的社会的情勢との関連を充分に考慮して慎重になされねばならない。また、「不干渉の原則」に關する解釈は複雑であるが、米洲機構連合憲章の規定するこの原則を忠実に遵守することがより良い結果をもたらすことは疑いない。「領海の幅員」問題は国際法典編纂委員会で解決されることが望ましいが、もしそれが不可能なら少くとも米洲機構加盟諸国間での合意が成立するよう努力すべきだ。反対に、「大陸棚」問題は地域の規模から、「漁業統制」問題は個別的合意から集団的合意にもち

込むよう検討を進めるべきである。

「国際連合」に関して、米國は安全保障委員会の優位性を低下せしめ總會の重要性を増さしめるよう勧告される。勧告の最後には、後進諸國におけるナショナリズム実現の蓋然性からして、米國の反植民地的立場を公式に言明するよう附言されている。専門的な問題は別としても、こうした勧告がきわめて民衆的な要望であり、それが米國民のみならず他の平和愛好諸國民の大部分が熱望するところのものであることが認められよう。

本報告書の内容は、大ざっぱに以上のように集約される。さきに記したように、この研究は「米國对外政策の再検討」というきわめて明確なブラグマティックな目的にとり組んでいるが、それにしでは研究の基本的態度やその見解などが学術的普遍的であり、ラテン・アメリカ地域研究に力強い一歩を進めたものと云えよう。特に「ラテン・アメリカ政治思想の發展」に関しては、この地域における政治的哲學的系譜に探究の鋒先を向け、政治理論ならびに政治哲學への貢献、ラテン・アメリカ自体の世界的役割や政治的發展方向についての現代哲學など、これまでほとんどおさりにされている研究領域だけにひとしおの新鮮さを印象づけるものがあり、全体中でもつともユニークな存在を示している。

(貫川俊彦)

伊藤正己著

『プライバシーの権利』

通常、「一人にしておいてもらう権利」(right to be left alone)といわれるプライバシー(Privacy)の権利は、第四二回ドイツ法曹會議で議題としてとり上げられたことから、学会の一部の関心をひいてはいたが、一昨年、『宴のあと』の提訴によつて、この問題は一躍一般にも異常な反響をまき起した。そこで見られた論議においては、私法學界が充分これに対処し得る態勢になかつたこともあつて、この権利の法律的内容をそれ程深め得ずして、むしろ、この権利の觀念的なことに由来する多くの困難な問題を我々の側に残したといつてよい。

このプライバシーという言葉は、当初から一種の法律専門用語として使われたにもかかわらず、これを法律的概念として構成することはかなり困難であるといわなければならない。仮に、一歩退いて、保護されるべき私生活の領域をどのように定めるかと問題を置き換えて見たところで、その内容の觀念的なことからして、多くの議論をひき起すであろうことは容易に想像し得るところである。

我が國においては、従来、このプライバシーの問題は、法律的に